社会資本整備総合交付金事業
市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事

東　御　市

社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事　　改修工事設計図

特 記 仕 様 書

Ⅰ．　工事概要　　改修工事

1．工事場所　　東御市羽毛山717-1

2．敷地面積

3．工事種目

建　物　別	種　別	構　造	階　数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)
羽毛山住宅団地Ａ棟	集合住宅	ＲＣ造	地上2				

4．工事内容
1．　外壁改修
2．　防水改修
3．
4．
5．

5．指定部分　　・有　・無　　対象部分（　　）
指定部分工期　　年　月　日

6．工事範囲
※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。
⊙「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事項目 ＼ 工事種目	建築主体工事	電気設備工事（別紙による）	機械設備工事（別紙による）
2　仮設工事	○		
3　防水改修工事	○		
4　外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁	○		
外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁	――		
外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁	――		
外壁改修工事 塗り仕上げ外壁	○		
5　建具改修工事	――		
6　内装改修工事	――		
7　塗装改修工事	――		
8　耐震改修工事等	――		
9　環境配慮改修工事	――		

Ⅱ　管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
シャトーシービー一級建築設計事務所	川上　善博
主任担当技術者	担当技術者
意匠担当	
シャトーシービー一級建築設計事務所	齋藤　孝美
構造担当	
シャトーシービー一級建築設計事務所	倉島　久巳
積算担当	
シャトーシービー一級建築設計事務所	齋藤　孝美
電気設備担当	
春原電気設備設計事務所	春原　利光
機械設備担当	
片岡設計事務所	片岡　明

Ⅲ．　建築改修工事仕様

1．共通仕様

（１）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。
⊙　公共住宅建設工事仕様書（令和　元　年度版）　　公共住宅事業者等連絡協議会
⊙　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和　４年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
⊙　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和　４　年版）（以下、「標準仕様書」という。）
⊙　建築工事標準詳細図（令和　４　年版）（以下、「標準詳細図」という。）
⊙　建築物解体工事共通仕様書（令和　４　年版）
⊙　敷地調査共通仕様書　　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課(令和　４　年改定)
⊙　建築構造設計基準　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和　３　年版)
⊙　工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
⊙　長野県建築工事の手引　　長野県建設部施設課監修
⊙　建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）　　建設省建設経済局建設業課･住宅局建築指導課監修
⊙　長野県建設リサイクル推進指針

（２）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

（３）本特記仕様書の表記
１）項目は、番号に ○ 印の付いたものを適用する。
２）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。（・印のみの場合は適用しない。）
⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
３）特記事項に記載の［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
４）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
５）Ⓖ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。

章	項　目	特　記　事　項

① 一般共通事項

1 適用区分　(1.2.2)
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・風圧力
風速（Vo=　　m/s）
地表面粗度区分　　（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ ）
・積雪荷重
平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（　）
・

② 電気保安技術者　※適用する　⊙適用しない　(1.3.3)

3 条件明示項目　・現場説明書による　(1.3.5)

④ 発生材の処理等　※別紙解体工事仕様書による　・構外搬出適正処理　(1.3.12)
また、収集･運搬･中間処理･最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。
・引渡しを要するもの
・再生資源の利用を図るもの

⑤ 環境への配慮　[1.4.1]
（１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒドアセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
（２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20 条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第20 条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

⑥ 材料の品質等　[1.4.2]
（１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
（２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
（３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
（４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
（５）製造業者等に関する資料の提出を求める材料
無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト、鋳鉄製ふた

7 特別な材料の工法　改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

8 施工数量調査　調査範囲及び調査方法　※図示　(1.5.2)
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　・　(1.5.3)

⑨ 設備工事との取合い　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

10 技 能 士　(1.6.2)
※ 適用する（一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。）
・適用しない

適用工事種目	技能検定作業
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾁｪｱ法防水工事作業 ・FRP防水工事作業　・左官作業　・内外装板金作業
外壁改修工事	・左官作業　・ﾀｲﾙ張り作業　・建築塗装作業
建具改修工事	・ｱﾙﾐ用ｻｯｼ工事作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業　・自動ﾄﾞｱ施工作業
内装改修工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業　・鋼製下地工事作業 ・壁装作業　・大工工事作業　・ﾀｲﾙ張り作業
塗装改修工事	・建築塗装作業
耐震改修工事	・鉄骨組立作業　・型枠施工作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ･ALCﾊﾟﾈﾙ工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ｴｰｴﾙｸﾚﾊﾟﾈﾙ工事作業
石工事	・石張り作業
植栽工事	・造園工事作業

11 室内空気中の化学物質の濃度測定　[1.6.9]
測定方法　※ﾊﾟｯｼﾌﾞ法（拡散法）　・ｱｸﾃｨﾌﾞ法（吸引法）
検査機関　※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者
測定物質
※ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ　※ﾄﾙｴﾝ　※ｷｼﾚﾝ　※ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ｽﾁﾚﾝ
測定個所(室)　計　　個所
※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。
化学物質の室内汚染濃度指針値

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ﾄﾙｴﾝ	ｷｼﾚﾝ	ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｽﾁﾚﾝ	備　考
0.08ppm	0.07ppm	0.20ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm	

12 埋設配管・配線および鉄筋調査　あと施工アンカー工事
８章<あと施工アンカー>による

コア抜き、はつり工事等
※ 既存資料調査
・ 探査機（電磁波レーダー法又は電磁波誘導法）による探査
配管・配線等の位置の墨出を行う
範囲　※　図示　・
・ 放射線透過試験
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。

⑬ 完成図等　※作成する　(1.8.1～1.8.3)(表1.8.1)
※完成図（※設計図書で示したもの全て　・標仕表1.7.1による　・監督員の指示による）
作成方法　※原図　用紙　（※ﾄﾚｰｼﾝｸﾞﾍﾟｰﾊﾟｰA1　・　　）
作図方法（※CADで作成し出力　・　　）
・マイクロフィルム（ﾌﾟﾗﾝﾀｰｶｰﾄﾞ付）
※製本（原図の青焼き、見開きA1版（1部））
※CADデータ（※CD-R（2部）　・　　）
※保全に関する資料（2部）

⑭ 完成写真　下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。

分　類・規　格	撮　影　箇　所	部　数	写真のサイズ（mm）
・カラー写真	外部（ ・ ）内部（ ・ ）	※ 2 ・	※ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ版　・ｻｰﾄﾞｽ版
・パネル（木製枠）	外部（ ・ ）内部（ ・ ）	※ 2 ・	※ 半切　・ 全紙
・カラースライド	外部（ ・ ）内部（ ・ ）	※ 1 ・	24×36以上
※ 電子データ	外部（ ・ ）内部（ ・ ）	※ 2 ・	※428万画素以上 ※350dpi以上

電子データは、ﾌｨﾙﾑｽｷｬﾝのうえRGB各8ﾋﾞｯﾄ（ﾌﾙｶﾗｰ）、JPEG形式最高画質（100%画質）とし、CD-Rにて提出とする。
撮影業者　※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者

② 仮設工事

① 足場その他　[2.2.1]
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
⊙ 内部足場　⊙ 設置する（⊗ 脚立、足場板等　⊙ 枠組　　）・ 設置しない
⊙ 外部足場　⊙ 設置する　・ 設置しない
⊙ 防護シート　⊙ 設置する　・ 設置しない
材料、搬去材等の運搬方法　[表 2.2.1]
種別（ ・ Ａ種 ⊙ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 ・Ｅ種 ）
Ｃ種：利用可能なエレベーター　（　　）
Ｄ種：利用可能な階段　（　　）

② 既存部分の養生　[2.3.1]
１）養生の方法等
⊙ 既存部分　養生の方法（ ※ ビニルシート、合板等　・合板+防炎シート　）
・既存家具、既存設備等　養生の方法　（ ※ ビニルシート等　・　）
・既存ブラインド、カーテン等　養生の方法　⊙ ビニルシート等　・　）
保管場所　（・図示　・　）
・備品、机、ロッカー等の移動　（・図示　・　）※工事に支障となる範囲
２）既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

3 仮設間仕切　[2.3.2][表 2.3.1]
１）仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・既存防火扉利用
２）仮設間仕切りの種別と材質等

種　別	下　地	仕上げ（厚さmm）	塗　装	充填材
・Ａ種	・木	・せっこうボード（12.5mm）	・無し	※　有り
・Ｂ種	・軽量鉄骨	・合板（9.0mm）	・片面	・　無し
※Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材　※グラスウール 32k　（厚：50mm以上）
３）仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材　質	仕上げ	塗　装	充填材
※ 木製	※ 合板張り程度	・無し ・片面	※有り ・無し
・	・		

充填材　※グラスウール 32k　（厚：50mm以上）

③ 防水改修工事

1 施工数量調査　調査範囲　・図示　・　[1.5.2、3]
調査方法　・図示　・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書　提出部数　・２部　・

2 降雨等に対する養生方法（とい共）　[3.1.3]
※改修標準仕様書3.1.3(e)(1)～(3)による。　・

3 既存防水の処理　[3.2.3、4、6]
既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）
・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）
・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）
・行わない

4 既存防水層の下地補修　[3.2.6]
既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示　・
POS工法及びPOSI工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置　※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(vii)①～③による　・

5 アスファルト防水

屋根保護防水　[3.3.2～5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 Ⓖ	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※ Ａ－２ ・Ａ－３			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 ・	・乾式 保護材 ・コンクリート押え ・れんが 押え
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※ Ｂ－２ ・Ｂ－３				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		（材質）※JIS A 9521 による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付） ・ （厚さ）・25mm　・	※フラットヤーン クロス 70g/㎡程度 ・	
・Ｐ１ＢＩ ・Ｔ１ＢＩ	・ＢＩ－１ ※ ＢＩ－２ ・ＢＩ－３		又はJIS A 9511によるA種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板3種b（ｽｷﾝあり）		

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による　・
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの。
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。
（品質・性能）
建築材料等品質性能表による
（試験方法）
建築材料等品質性能表による

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 Ⓖ	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用Ⓖ	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による	・	
・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		（材質）※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材２種１号若しくは２号で透湿係数を除く規格に適合するもの又は JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板２種１号又は２号で透湿係数を除く規格に適合するもの ・ （厚さ）・25mm　・	・ ・製造所の指定による	・ ・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類製造所の指定による　・脱気装置の種類　、設置数量　個／㎡
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい
位置　※図示　・
屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ	・Ｅ－１ ※Ｅ－２		保護層　・設ける ・設けない

押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋根排水溝　※図示　・

6 改質アスファルトシート防水　[3.4.2、3]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 Ⓖ	高日射反射率防水の適用Ⓖ	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2				
・M3AS ・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J3 ・AS-J4				
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		（材質）※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材２種１号若しくは２号で透湿係数を除く規定に適合するもの又は JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板２種１号若しくは２号で透湿係数を除く規格に適合するもの ・ （厚さ）・ 25mm　・		

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシート製造所の指定による
・脱気装置の種類　、設置数量　個／㎡
押え金物
※改質アスファルト製造所の仕様による

登　録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

東　御　市

社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事
改修特記仕様書（1）　平成30年版 2018.2 暫定
A-01

7 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2～4] ［表3.5.1～3］

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用G	備考
・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ	・S-F1			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2					・	
	・S-M1			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S-M2					・	
	・S-M3					・	
・Ｓ３Ｓ	・S-F1			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2					・	
・Ｍ４Ｓ	・S-M1			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・	
	・S-M3						
・ＰＯＳＩ ・Ｓ３ＳＩ ・Ｓ４ＳＩ ・Ｍ４ＳＩ	・SI-F1		（材質）※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(Ⅱ)による （厚さ）・25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・SI-F2						
	・SI-M1		（材質）※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(Ⅰ)による （厚さ）・25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による		改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・SI-M2						

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	床塗り工法	下地モルタル塗り	立上り部の保護 モルタル塗り厚さ
・S-C1	・	・	※標準仕様書15.2.5(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※標準仕様書15.2.5(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※７mm以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　・

ルーフィングシートの種類及び厚さ　※改修標準仕様書3.5.1から表3.5.3による　・

絶縁用シートの材質　※発砲ポリエチレンシート　・

固定金具の材質及び寸法形状

※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板

・

脱気装置の種類及び設置数量　※ルーフィングシート製造所の指定による

・脱気装置の種類　　・設置数量　　個／㎡

既存防水下地がＰＣコンクリート部材下地及びＡＬＣパネル下地で種別 S-C1 の場合の目地処理

・行う（・図示　・　　）・行わない

ＰＣコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-F1、SI-F1、S-C1 の場合）

・行う（・図示　・　　）・行わない

ＡＬＣパネル下地の入隅部の増張り（種別 S-C1 の場合）

・行う（・図示　・　　）・行わない

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け

建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対に対応した工法

⑧ 塗膜防水

[3.6.2、3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用 G	備考
・P0X	※X-1 ・X-2 ・		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ドレン ・設ける　・設けない
・L4X	・X-1 ※X-2 ・		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける　・設けない
・P1Y	※Y-2 ・					保護層 ・設ける　・設けない
・P2Y	※Y-2 ・					保護層 ・設ける　・設けない

脱気装置の種類及び設置数量　　※主材料製造所の指定による

・脱気装置の種類　　、設置数量　　個／㎡

⑨ シーリング

[3.7.2、3、7、8]

シーリング改修工法の種類

・シーリング充填工法

・シーリング再充填工法

・拡幅シーリング再充填工法

・ブリッジ工法

ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない

エッジング材張り　　・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所

下表以外は、改修標準仕様書3.7.1による。

施工箇所		シーリング材の種類（記号）
新設サッシ廻り	新設屋根外壁取合い	変性シリコン
耐震補強鋼サッシ廻り（壁打継部・スリット部）		変性シリコン

シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書3.7.3(a)(1)～(3)による　・

10 とい

[3.8.2、3]

といの材種　※ 配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・

ルーフドレン

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型　・横型）	南校舎側屋根
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・

鋼管製といの防露巻き　※改修標準仕様書3.8.5による　・

たてどい受金物の取付け　※図示　・

ルーフドレンの取付け　※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

11 アルミニウム製笠木

[3.9.2、3]

種類　・オーブン形式（・押出225形　・押出300形　・押出350形）

・板材折曲げ形（・オーブン形式　・シール形式）

本体幅：（　　）mm　板厚（※ 2.0mm　・　mm）

表面処理　種別（　）種　皮膜等の種類（※標準仕様書表14.2.1による　・　）

着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）

既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）

・行わない

下地補修の工法　※図示　・

板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・

笠木の固定金具の工法等

建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対に対応した工法

4 外壁改修工事

① 施工数量調査

[1.5.2、3]

調査範囲　⊙ 外壁改修範囲　　・ 図示の範囲

調査時期　・ 外壁仕上げ等除去前　　⊙ 外壁仕上げ等除去後

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。

塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・　図示　・　監督員と協議

調査報告書の部数　・ ２部　・

② 可とう性エポキシ樹脂

[4.2.2]

（品質・性能）

工事建築材料等品質性能表による

（試験方法）

工事建築材料等品質性能表による

③ パテ状エポキシ樹脂

[4.2.2]

（品質・性能）

工事建築材料等品質性能表による

（試験方法）

工事建築材料等品質性能表による

④ エポキシ樹脂モルタル

[4.2.2]

（品質・性能）

工事建築材料等品質性能表による

（試験方法）

工事建築材料等品質性能表による

5 ポリマーセメントモルタル

[4.2.2]

（性能）

工事建築材料等品質性能表による

6 ポリマーセメントスラリー

（劣化特性）

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮)	引張接着性 (材齢２８日)	曲げ性能 (材齢２８日)	吸水性 (７２時間)	耐久性
３ 以上	３%	０．５ N/mm^2 以上	５．０ N/mm^2 以上	１５% 以下	５．０ N/mm^2 以上

保水係数 ０．３５～０．５５　粘調係数 ０．５０～１．００

7 既製調合モルタル

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

（品質・性能）

工事建築材料等品質性能表による

（試験方法）

工事建築材料等品質性能表による

8 外壁改修

カラー鋼板サイディング縦張り

表面：高耐食メッキ鋼板塗装ｔ0.27（石膏ボードｔ12.5裏打）

水切り、見切り等付属部材は、メーカー仕様による。

4-1 外壁改修工事　コンクリート打放し仕上げ外壁

① ひび割れ部改修工法

[4.1.4][4.2.2][4.3.4～6]

・ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)		注入口間隔(mm)		注入量 (mL/m)
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5 未満	低	※ 200～300 ・		・ 130 ・
	0.5以上～1.0 以下	中			・
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	低	・ 50～100 ・		・ 40 ・
	0.3以上～0.5 未満	低	・ 100～200 ・		・ 70 ・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	中	・ 150～250 ・		・ 130 ・
					・

※エポキシ樹脂　低：低粘度形　中：中粘度形

コア抜取り検査　・行う

・行わない

抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・

抜取り部の補修方法　※図示　・

・Ｕカットシール材充填工法

・シーリング材

充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・

ポリマーセメントモルタルの充填　・行う

・行わない

・可とう性エポキシ樹脂

・ シール工法

・ パテ状エポキシ樹脂

・ 可とう性エポキシ樹脂

② 欠損部改修工法

[4.1.4][4.2.2][4.3.7]

※ 充填工法

・ エポキシ樹脂モルタル

・ ポリマーセメントモルタル

・

4-2 外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（※ 全面　・ 図示の範囲）

2 ひび割れ部改修工法

[4.1.4][4.4.2][4.4.5～7]

・ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)		注入口間隔(mm)		注入量 (mL/m)
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5 未満	低	※ 200～300 ・		・ 130 ・
	0.5以上～1.0 以下	中			・
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	低	・ 50～100 ・		・ 40 ・
	0.3以上～0.5 未満	低	・ 100～200 ・		・ 70 ・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	中	・ 150～250 ・		・ 130 ・
					・

※エポキシ樹脂　低：低粘度形　中：中粘度形

コア抜取り検査　・行う

・行わない

抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・

抜取り部の補修方法　※図示　・

・ Ｕカットシール材充填工法

・シーリング材

充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・

ポリマーセメントモルタルの充填　・行う

・行わない

・可とう性エポキシ樹脂

・ シール工法

・ パテ状エポキシ樹脂

・ 可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法

[4.1.4][4.4.2][4.4.8、9]

・充填工法

・エポキシ樹脂モルタル　　ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法

既製目地材　・使用する（形状　　）

仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　※図示　・

4 浮き部改修工法

[4.1.4][4.2.2][4.4.10～15]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数 (本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数 (箇所/㎡) 一般部	指定部	充填量 (mL/箇所)	注入量 (mL/箇所)
・アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・	＿＿	＿＿	※ 25 ・	＿＿
・アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	＿＿	※ 25 ・
・アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	＿＿	※ 50 ・
・注入口付アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	＿＿	＿＿	※ 25 ・	＿＿
・注入口付アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	＿＿	※ 25 ・
・注入口付アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	＿＿	※ 50 ・
・充填工法	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿
・モルタル塗替え工法	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿	＿＿

アンカーピン　※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの

・

注入口付アンカーピン　※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm

・

充填工法

・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル

モルタル塗替え工法

既製目地材　・使用する（形状　　）

仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

4-3 外壁改修工事　タイル張り仕上げ外壁

1 既存タイル張りの撤去

・ 外壁タイル張り全面　・ 図示の範囲

撤去範囲　※ 下地モルタルまで　・ 張付けモルタルまで　・ タイルのみ

2 ひび割れ部改修工法

[4.1.4][4.2.2][4.5.5、6]

改修箇所　※ 既存タイル張り面

・ 既存タイル撤去面（・ コンクリート面　・ モルタル面）

・ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)		注入口間隔(mm)		注入量 (mL/m)
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5 未満	低	※ 200～300 ・		・ 130 ・
	0.5以上～1.0 以下	中			・
手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	低	・ 50～100 ・		・ 40 ・
	0.3以上～0.5 未満	低	・ 100～200 ・		・ 70 ・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	中	・ 150～250 ・		・ 130 ・
					・

※エポキシ樹脂　低：低粘度形　中：中粘度形

コア抜取り検査　・行う

・行わない

抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・

抜取り部の補修方法　※図示　・

・ Ｕカットシール材充填工法（既存タイル張り撤去面）

・シーリング材

充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・

ポリマーセメントモルタルの充填　・行う　・行わない

・可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法

[4.1.4][4.2.2][4.5.7、8]

・ タイル部分張替え工法

接着剤の種類

・ポリマーセメントモルタル

・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

・JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系

・ タイル張替え工法

接着剤の種類

・ポリマーセメントモルタル

・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

・JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系

4 浮き部改修工法

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置　※改修標準仕様書表4.5.1による　・

タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う

・行わない

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイル張りの工法

外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り

外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り

シーリング材の種類

打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・

伸縮調整目地その他の目地　　※変成シリコーン系　・

5 目地改修工法

[4.1.4][4.5.16]

・ 目地ひび割れ部改修工法

・ 伸縮調整目地改修工法

伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示　・

6 タイルの形状、寸法等

[4.2.2]

施工箇所	形状寸法 (mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材料の適用 G	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り　・行う　・行わない

見本焼き　・行う　・行わない

4-4 外壁改修工事　塗り仕上げ外壁

① 所要量の確認

[4.6.2]［表4.6.1］

工程ごとの所要量の確認　※改修標準仕様書表4.6.1による　・

② 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

[4.6.3]

工　法	処理範囲	下地面の補修
⊙ サンダー工法	※ 図示 ・	・ひび割部 改修工法
・ 高圧水洗工法 加圧力 ※30MPa程度以上 ・	※ 図示 ・	・浮き部 改修工法
・ 塗膜はく離剤工法	※ 図示 ・	・欠損部 改修工法
・ 水洗い工法	※ 図示 ・	

③ 下地調整塗材

[4.6.3]

※ 下地調整塗材

・ ポリマーセメントモルタル

登　録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

東　御　市

社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事

改修特記仕様書（2）

平成30年版 2018.2 暫定

A-０２

④ 仕上げ塗材仕上げ [4.1.5][4.2.2][4.6.5]

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・

新規仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	・	・ゆず肌状（・吹付け・ローラー塗り）
	・外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・平たん状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・凹凸状（・吹付け・こて塗り）
	・外装薄塗材Ｓ	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り）
			・砂壁状じゅらく
			・京壁状じゅらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓｉ	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・	上塗材　・適用する　・適用しない
Ⓞ複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・	耐候性　※ 耐候形３種　・
	・複層塗材Ｓｉ	・	
	・複層塗材Ｅ	・	上塗材
	Ⓞ 複層塗材ＲＥ	・	
	・防水形複層塗材ＣＥ	・	溶媒　※ 水系　・ 溶剤系　・弱溶剤系
	・防水形複層塗材Ｅ	・	樹脂　※ アクリル系　・
	・防水形複層塗材ＲＥ	・	外観　※ つやあり　・ つやなし
	・防水形複層塗材ＲＳ	・	・メタリック
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状 耐候性　※ 耐候形３種　・
	・可とう形改修塗材ＲＥ	・	上塗材 溶媒　※ 水系　・ 溶剤系　・弱溶剤系
	・可とう形改修塗材ＣＥ	・	樹脂　※ アクリル系 外観　※ つやあり　・ つやなし ・メタリック

5 マスチック塗材塗り [4.1.5][4.7.2][表4.7.1]

種別　・Ａ種　・Ｂ種

5 建具改修工事

1 改修工法 [5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	・建具表による　・
・樹脂製建具		―	・	・建具表による　・
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による　・
	・内部	・	・	・建具表による　・
・鋼製軽量建具		・	・	・建具表による　・
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による　・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・

2 防火戸 [5.1.4]

・適用する　適用箇所（・建具表による　・　　）　・適用しない

3 見本の製作等 [5.1.5]

建具見本の製作　・行う（建具符号：　　）　・行わない
建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まり等がわかる程度のもの
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　　）　・行わない

4 防犯建物部品 [5.1.7]

・適用する（　　）　適用箇所（・建具表による　・　　）
・適用しない

5 アルミニウム製建具 [5.2.2～5][表 5.2.2]

性能等級
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　　）
・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　　）
・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　　）
防音ドアセット,防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
断熱ドアセット,断熱サッシ Ｇ　・適用する　断熱性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない

枠の見込み寸法　・建具表による　・
表面処理
外部に面する建具　・B-1種　・B-2種　・
皮膜等の種類（※改修標準仕様書5.2.2による　・　）
屋内の建具　・C-1種　・C-2種　・
着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
皮膜等の種類（※改修標準仕様書5.2.2による　・　）
着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
結露水の処理方法　・図示　・ メーカー仕様
水切り板、ぜん板　・図示　・

網戸等 [5.2.3]

種類	材種	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

6 樹脂製建具 [5.2.2][5.3.2～5]

性能等級
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：・建具表による　・　　）
・Ｂ種（建具符号：・建具表による　・　　）
・Ｃ種（建具符号：・建具表による　・　　）
防音ドアセット,防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（ ・ T-1 ・ T-2 ）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
断熱ドアセット,断熱サッシ Ｇ　・適用する　断熱性の等級（ ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ ）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない

7 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2～4][表 5.4.2]

枠の見込み寸法　・建具表による　・
表面色　※標準色　・特注色
水切り板、ぜん板　※図示　・
ガラス　※複層ガラス　・

性能等級
簡易気密型ドアセット　・適用する
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　・S-4（建具符号：・建具表による　・　　）
・S-5（建具符号：・建具表による　・　　）
・S-6（建具符号：・建具表による　・　　）
・
防音ドアセット,防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
断熱ドアセット,断熱サッシ Ｇ　・適用する　断熱性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない

鋼板

厚さ	めっき付着量	厚さ
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）	※Z12又はF12　・	・標準仕様書表5.4.2による ・
・JIS G 3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板）	※Y08　・	

8 鋼製軽量建具 [5.2.2][5.5.2～4]

性能等級
簡易気密型ドアセット　・適用する
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
防音ドアセット,防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
断熱ドアセット,断熱サッシ Ｇ　・適用する　断熱性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
鋼板　※ 亜鉛めっき鋼板　・ ビニル被覆鋼板　・ カラー鋼板　・ ステンレス鋼板
鋼板の厚さ　・ 改修標準仕様書表5.5.1による　・
召合せ、縦小口包み板の材質　※鋼板　・建具表による

9 ステンレス製建具 [5.2.2] [5.4.2] [5.6.2～5]

性能等級
簡易気密型ドアセット　・適用する
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　・S-4（建具符号：・建具表による　・　　）
・S-5（建具符号：・建具表による　・　　）
・S-6（建具符号：・建具表による　・　　）
・
防音ドアセット,防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
断熱ドアセット,断熱サッシ Ｇ　・適用する　断熱性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
適用しない
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
鋼板（屋外）　・SUS430J1L、SUS443J1、SUS304　・
鋼板（屋内　※SUS430、SUS430J1L、SUS443J1、SUS304　・
表面仕上げ　※ＨＬ　・ 鏡面仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

10 建具用金物 [5.7.2、3]

金物の種類及び見え掛り部の材質等　※改修標準仕様書表5.7.1による　・
樹脂製建具に使用する丁番　※改修標準仕様書表5.7.1による　・
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置　・建具表による　・

・錠前類 【シリンダ箱錠及びシリンダ本締り錠】
（品質）
工事建築材料等品質性能表による
（性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による
・錠前類 【レバーハンドル】
（性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による
・クローザ類
（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

11 鍵 [5.7.4]

マスターキー　・ 製作する　・ 製作しない　・ 既存のマスターキーに合わせる
その他の鍵　※ 各室３本１組　・
鍵箱　・ 無　・ 有

12 自動ドア開閉装置 [5.8.2、3]

自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2	※改修標準仕様書表5.8.1による ・	・適用する ・適用しない	・マットスイッチ ・光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う （適用箇所は建具表による） ・行わない
・SWD-1 ・SWD-2	※改修標準仕様書表5.8.2による ・			
・図示	・			

（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

13 自閉式上吊り引戸装置 [5.9.3]

性能　※ 改修標準仕様書表 5.9.1 による　・
（試験）
工事建築材料等品質性能表による

14 重量シャッター [5.10.2、3]

シャッターの種類	耐風圧強度
・ 管理用シャッター	耐風圧強度（　　）N/㎡
・ 外壁用防火シャッター	耐風圧強度（　　）N/㎡
・ 屋内用防火シャッター	
・ 屋内用防煙シャッター	

開閉機能による種類　※ 上部電動式（手動併用）　・ 上部手動式
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構
※改修標準仕様書 5.10.2(d)(4)(ｉ)かつ(iii)
管理用シャッターのシャッターケース　・ 設ける　・ 設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量　※Z12又はF12　・

15 軽量シャッター [5.11.2～4]

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度（　）N/㎡
スラットの材質
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっき付着量（※Z06又はF06　・　　）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量（※AZ90　・　　）
スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

16 オーバーヘッドドア [5.12.2、3]

セクション材料による区分	耐風圧区分（Pa）	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・25 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛 ・めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

17 ガラス [3.7][5.13.2～4][表5.13.1]

・合わせガラス

品種	構成種類	性能
・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類
・網入磨き合わせガラス	・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・Ⅱ-1類　・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	種類	性能
・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・Ⅰ類　・Ⅲ類
Ⓞ型板ガラス	Ⓞ型板強化ガラス	

・熱線吸収板ガラス

品種	性能	色調
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入磨き板ガラス	・１種　・２種	・ブルー　・グレー　・ブロンズ

・複層ガラス

品種	断熱性	日射熱遮へい性
・断熱複層ガラス	・１種	U1
	・２種	U2
	・３種	・U-3-1　・U-3-2
・日射熱遮へい複層ガラス	・４種	E4
	・５種	E5

・熱線反射ガラス

品種	日射熱遮へい性	耐久性
・熱線反射ガラス 色調（・ブルー　・グレー）	・１種 ・２種	A種 ・A種　・B種
・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ　・シルバー）	・３種	B種

反射被膜面　・内面　・外面
映像調整　・行わない　・行う

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
・フロート倍強度ガラス	－
・熱線吸収倍強度ガラス	・ブルー　・グレー　・ブロンズ

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
Ⓞアルミニウム製	Ⓞシーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形	※改修標準仕様書表5.13.1による ・図示 ・
・鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※改修標準仕様書表5.13.1による ・図示　・
・ステンレス製	・シーリング材 ・	※改修標準仕様書表5.13.1による ・図示　・

18 ガラスブロック [5.13.5]

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調 クリア	色調 乳白	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地(mm)	防火性能
・正方形	・125×125	80	・	・	※8～15 ・15～25 ・	外側 ※15以下 ・ 内側 ※6以上 ・	※6m以下ごとに幅10～25 ・図示 ・	※無し ・有り
	・160×160	・95 ・125	・	・				
	・200×200	・95 ・125	・	・				
	・320×320	95	・	・				
・長方形	・250×125	80	・	・				
	・320×160	95	・	・				

曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの縦寸法の10倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材　・設ける（形状　※図示　・　　）
・設けない
力骨　材質　※ステンレス鋼(SUS304)　・
寸法　※径5.5mm
形状　※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色（　　）
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　・図示　・
形状　・図示　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対に対応した工法
目地部の力骨の補強方法
※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示　・

19 ガラス用フィルム

名称	種類	張り面	性能値
・ガラス飛散防止フィルム	ＧＳ	・ 内張り　・外張り	飛散防止率Ｄ１
・日射調整フィルム Ｇ			
・			

品質　JIS A 5759による

6 内装改修工事

1 改修範囲 [6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※ 既存のまま　・ 図示

2 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]

ビニル床シート等の除去　※ 仕上げ材のみ（接着剤とも）
・ 下地モルタルとも（・ 図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・ 機械的除去工法　・ 目荒し工法
コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲　※ 改修箇所の室内　・

3 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（塗り厚25mmを超える場合の補修　・行う　・行わない）
・図示

4 木下地等の表面仕上げ [6.5.1]

表面仕上げの種別	適用箇所
・Ａ種	
・Ｂ種	
・Ｃ種	

5 製材 Ｇ [6.5.2]

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※2級・		※Ａ種　・Ｂ種	・
			※2級・		※Ａ種　・Ｂ種	・
			※2級・		※Ａ種　・Ｂ種	・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
見え掛り面			※ 上小節 ・		※Ａ種　・Ｂ種 ・	・
見え掛り面以外			※ 小節以上 ・		※Ａ種　・Ｂ種 ・	・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

※1等・　※10%以下　・
・Ａ種　・Ｂ種
※1等・　※10%以下　・
・Ａ種　・Ｂ種

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	造作材の材面の品質	防虫処理の適用	難燃処理の適用	含水率	間伐材等の適用
			（　） 造作材の場合 （※Ａ種　・Ｂ種）	・	・	※Ａ種　・Ｂ種	・

・代用樹種を使用できない箇所（　　）

6 造作用集成材 Ⓥ [6.5.2]

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
窓枠				・
			※１等　・２等	・
			※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※１等　・２等	・
					※１等　・２等	・
					※１等　・２等	・

東 御 市

登 録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事
改修特記仕様書（3）　平成30年版 2018.2 暫定
A-03

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	開伐材等の適用
					・
					・
					・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	開伐材等の適用
				※15%以下 ・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	開伐材等の適用
						※15%以下 ・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	開伐材等の適用
						※15%以下 ・	・

7 造作用単板積層材 G

[6.5.2]

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理の適用	開伐材等の適用
		・有り（加工 ・天然木加工・塗装加工） ・無し（等級： ）	・	・

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理の適用	含水率	開伐材等の適用
		・有り （加工・天然木加工・塗装加工） ・無し（ ）	・	※14%以下 ・	・

8 床張り用合板等 G

[6.5.2]

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

・普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	表面の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の適用	開伐材等の適用
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・	・
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・	・

・構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理の適用	強度等級	開伐材等の適用
	※12 ・	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	・		・指定する（ ） ・指定しない	・

・パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※5 ・		※13タイプ ・	※P又はM ・	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
	※15 ・	・1級 ・2級 ・3級 ・4級

9 接着剤

[6.5.3、4] [6.8.2] [6.9.3] [6.11.4、5]

接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする。

ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別

・ 図示 ・

10 防腐・防蟻処理

[6.5.5]

・防腐、防蟻処理が不要な樹種： 規制対象外 ・

適用部位：（ ）

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※改修標準仕様書6.5.5(a)(iii)②ｱ～ｴによる ・
	※改修標準仕様書6.5.5(a)(iii)②ｱ～ｴによる ・

・ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐、防蟻処理

適用部位（ ）

11 軽量鉄骨天井下地

[6.6.2～4]

野縁等の種類

屋外（※ 25 形 ・ 19 形） 屋内（※ 19 形 ・ 25 形）

・屋外の軒天井、ピロティ天井等

工法

建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対に対応した工法

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・ 図示 ・ 既設に倣う

周辺部の端からの間隔 ・ 図示 ・ 既設に倣う

野縁の間隔 ・ 図示 ・ 既設に倣う

既存の埋込みインサート ・使用する ・使用しない

あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う（屋外の試験荷重： ）

・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合

補強方法 ※図示 ・

・天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合

補強方法 ※改修標準仕様書6.6.4(h)(1)(2)による ・

・天井のふところが3.0mを超える場合

補強方法 ※図示 ・

・天井下地材における耐震性を考慮した補強

補強箇所 ※図示 ・

補強方法 ※図示 ・

12 軽量鉄骨壁下地

[6.7.3] [表6.7.1]

スタッド、ランナーの種類

※改修標準仕様書 6.7.1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・

スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 ・

13 ビニル床シート G

[6.8.2、3]

種類	JIS 記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考
・ 発泡層のないもの	※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・		・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ・耐動荷重性	※ 2.0 ・ 2.5	既存床材に倣う
・ 発泡層のあるもの	・		・無地 ・柄物	・防滑性 ・耐薬品性		

工法 ※ 熱溶接工法 ・ 突付け（施工箇所： ）

特殊機能

帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満

又は滞積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～1×10^{10} Ω程度

・

14 ビニル床タイル G

[6.8.2]

JIS記号	施工箇所	色柄	寸法	特殊機能	厚さ(mm)	備考
・ＦＴ（複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	
・ＫＴ（ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	・ 2.0 ・ 3.0	
・ＦＯＡ（置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		・ 無地 ・ 柄物	・500×500	・帯電防止 ・防滑性	・	

特殊機能

帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満

又は滞積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～1×10^{10} Ω程度

防滑性 ・

15 ビニル幅木

[6.8.2]

材質 ・軟質 ・硬質

高さ(mm) ※60 ・75 ・100

厚さ(mm) ※1.5以上 ・

16 ゴム床タイル

[6.8.2]

色柄 （ ）

厚さ(mm) ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0

寸法(mm)（ ）

17 カーペット敷き

[6.9.3、4] [表6.9.1]

・織じゅうたん

種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備考
・A種 ・B種 ・C種	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・ｳｨﾙﾄﾝ ｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾆｰﾄﾞﾙﾊﾟﾝﾁｶｰﾍﾟｯﾄ	・無地 ・柄物 （標準品）	・適用する （性能： ※人体帯電圧3kv以下 ・ ） ・適用しない	

下敷き材 ※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・

・ タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ﾚﾍﾞﾙﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・5～7 ・ ・4～6 ・4 ・ ・	※全面接着工法 ・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	・適用する （性能： ※人体帯電圧3kv以下 ・ ） ・適用しない	

下敷き材(グリッパー工法の場合)

※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・

・ニードルパンチカーペット

厚さ（mm） (4.0)

帯電性 ・適用する（性能：※人体帯電圧3kv以下 ・ ）

・適用しない

備考（ ）

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ（mm）	備考
※ ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カット・ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	

タイルカーペットの敷き方 平 場 ※市松敷き ・模様流し ・

階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・

見切り、押え金物 ・適用する（材質、形状等 ※図示 ・ ）

・適用しない

18 合成樹脂塗床

[6.10.2、3]

・厚膜型塗床材

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		・薄膜流し展べ 工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			エポキシ系平滑仕上
・ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 （JIS K 5970）			工程 塗布量（kg/㎡） ・ 表面仕上げ ・平滑 ・防滑 溶剤 ・水性色 ・溶剤系 ・無溶剤系 仕上げ色 ・標準色 ・

塗料のホルムルデヒドの等級 ※規制対象外

19 フローリング張り

[6.11.2～7]

単層フローリング G

種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ	仕上塗装	開伐材等の適用
・フローリングボード１等	・釘留め工法（根太張り）	※なら ・	15	板幅75 板長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・
	・釘留め工法（直張り）	※なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ300以上		・
	・接着工法	※なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ300以上		・
・フローリングブロック１等	・接着工法	※なら ・	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・
・モザイクパーケット１等	・接着工法	・	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・

複合フローリング G

種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	開伐材等の適用
・天然木化粧複合フローリング	・釘留め工法（根太張り） ・釘留め工法（直張り）	※なら ・		・A種 ・B種 ※C種	・適用する ・適用しない	・塗装品 ・無塗装品	・
	・接着工法	※なら ・	板厚 ・8以上 ・ 板幅 ・75以上 板長さ 900以上				・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外

接着工法の場合の裏面緩衝材 ※合成樹脂発泡シート ・

現場塗装仕上げ ・行う（施工箇所 ）

※ウレタン樹脂ワニス塗り

・オイルステインの上、ﾜｯｸｽ塗り

・生地のままﾜｯｸｽ塗り

・行わない

20 畳敷き

[6.12.2]

種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種（畳床：・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ・KT-Ⅲ・KT-K・KT-N ）

下地の種類 ・標準仕様書 表12.6.1による床面

・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）

・

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

21 せっこうボード その他のボード張り

[6.13.2、3]

種 類	JIS 記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板 G	MW	・15 ・20 ・25 ・
・中質木毛セメント板 G	MW	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板 G	NW	・15 ・20 ・25 ・
・硬質木片セメント板 G	HF	・12 ・15 ・18 ・21 ・
・普通木片セメント板 G	NF	・30 ・
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ 2（無石綿）・ 6 ・ 8
・ロックウール化粧吸音板	DR	・ フラットタイプ （・ 9(不燃) ・ 12(不燃) ・ ） ・ 凹凸タイプ （・ 12(不燃) ・ 15(不燃) ・19(不燃)・ ）
・ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	RW-B	・25 ・
・グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ号32K	GW-B	・25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包) ・
・せっこうボード	GB-R	・12.5(不燃) ・15(不燃) ・9.5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	・9.5（不燃） ・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5 （※ 不燃 ・準不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃) ・15(不燃)
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5 （不燃）幅 440mm 程度 模様（・ 柾目 ・ 板目） 専用下地材有り
・化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）	GB-D	9.5(準不燃)
・普通合板 G		表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ラワン程度 ・ ） 不透明塗料塗り （※しな程度 ・ ） 板面の品質 ） 接着の程度（ 1類 ・2類 ） 厚さ(mm)（ ） ・防虫処理
・天然木化粧合板 G		化粧板の樹種名（ ） 厚さ(mm)（ ） 接着の程度（ 1類 ・2類 ） ・防虫処理
・特殊加工化粧合板 G		化粧加工の方法 （・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ・ﾌﾟﾘﾝﾄ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 厚さ(mm)（ ） 接着の程度（・1類 ・2類） ・防虫処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による （※ 1.2 ・ ）
・ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード G	MDF	・3 ・7 ・9 ・12 ・
・単板張りパーティクルボード G		・ 無研磨板ＶＮ ・ 研磨板ＶＳ ・10 ・12 ・15 ・18 ・
・化粧パーティクルボード G		・ 単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ＤＶ ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ ＤＯ ・ 塗装 ＤＣ ・10（難燃）・ 12（難燃）・
・ハードボード（素地） G	HB	・ 未研磨板（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ ・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ）ＲＮ ・ 研磨板 （・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ ・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ）ＲＳ
・ハードボード（化粧） G		・ 内装用ＤＩ ・外装用ＤＥ ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・インシュレーションボード G	IB	A級（ ・ 天井仕上げ ・ 内装仕上げ ・ ） ・9 ・12 ・15 ・18

22 壁紙張り

せっこうボード等の下地は図示による。

遮音シール材 ・適用する（・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド）

・適用しない

合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量

※規制対象外 ・

合板類の張付け ※B種 ・A種

せっこうボードの目地工法 ・仕上げ表による ・ 廊下天井部分は目地処理工法

[6.14.2、3]

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

施工箇所	壁紙の種類：紙	繊維	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他	防火種別	備考
	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	※ 不燃・ 準不燃 ※ 不燃・ 準不燃 ※ 不燃・ 準不燃 ※ 不燃・ 準不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整 ※RB種 ・

コンクリート・ＡＬＣ面の下地調整 ※RB種 ・

せっこうボード面の下地調整 ※RB種 ・

23 モルタル塗り

[6.15.3、6]

吸水調整材は、改修工事標準仕様書表4.2.2による。

既製目地材 ・設ける 施工箇所（ ） 形状（※図示 ・ ）

・設けない

床目地 ・設ける（工法※押し目地 ・ ）

・設けない

・防水剤

（品質・性能）

工事建築材料等品質性能表による

（試験方法）

工事建築材料等品質性能表による

24 タイル張り

[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置 床タイル （※縦、横とも4m以内ごと ・図示 ・ ）

床タイル以外 （・図示 ・ ）

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分：Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり：施ゆう	無ゆう	役物：有	無	色：標準	特注	再生材料の適用：G	耐凍害性：有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り ・行う ・行わない

見本焼き ・行う ・行わない

・既製調合モルタル

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

（品質・性能）

工事建築材料等品質性能表による

（試験方法）

工事建築材料等品質性能表による

・既製調合目地材

（品質・性能）

建築材料等品質性能表による

（試験方法）

建築材料等品質性能表による

・接着剤による陶磁器質タイル張り

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分：Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり：施ゆう	無ゆう	役物：有	無	色：標準	特注	再生材料の適用：G	耐凍害性：有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り ・行う ・行わない

見本焼き ・行う ・行わない

内装壁タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外 ・

25 セルフレベリング材塗り

[6.17.2、3]

種類 ・せっこう系 ・セメント系

塗厚(mm) ・

登 録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

東 御 市

社会資本整備総合交付金事業 市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事

改修特記仕様書（4）

平成30年版 2018.2 暫定

A-04

7 塗装改修工事

1 材料 [7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　　・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

2 下地調整 [7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　※塗替え面積の30%　・図示　・

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別			ひび割れ部の補修
	塗替え	新規		
木部	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種・ＲＢ種		・
鉄鋼面	※ＲＢ種　・	ＲＡ種		
亜鉛めっき面	※ＲＢ種　・	ＲＡ種		
亜鉛めっき面（鋼製建具）	※ＲＢ種　・	ＲＣ種		
モルタル、プラスター面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種・ＲＢ種		・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種　・	ＲＡ種		・行う ・行わない
コンクリート面(DP)、押出成形セメント板面	・	ＲＡ種		・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種・ＲＢ種		－

3 錆止め塗料塗り [7.3.2、3]

錆止め塗料塗りの種別

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G	塗替え	Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ｂ種	※Ｂ種　・
亜鉛めっき面	EP-G以外	塗替え	※Ａ種　・	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ａ種　・	※Ａ種　・
	EP-G	塗替え	Ｃ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	Ｃ種	※Ａ種　・

4 塗装

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※B種　・	※A種　・
	木部屋内	※B種　・	※B種　・
	鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※B種　・	※B種　・
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種　・A種	※B種　・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)		－	－
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種　・A種	※B種　・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（　）級	・	A種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級	・	A種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・A-2種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※B種　・	※B種　・A種
	屋内の木部	※B種　・	※A種　・
	屋内の鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※B種　・	※B種　・A種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　・	※B種　・
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※B種　・	※B種　・A種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種　・A種	※B種　・A種
・ラッカーエナメル塗り(LE)		※B種　・A種	※B種　・A種
・オイルステイン塗り(OS)		－	
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種　・A種	※B種　・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

・高日射反射率塗料塗り G
　下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量 (kg/㎡)
塗料塗り	JIS K5675	屋根用高日射反射率塗料	２種	・１級 ・２級 ・３級	塗料製造所の仕様による

8 耐震改修工事

（基礎工事）

1 埋戻し及び盛土 [8.28.3]

埋戻し及び盛土の種別
・Ａ種　適用場所（　　）
・Ｂ種　適用場所（　　）
・Ｃ種　適用場所（　　）土質（　　）受渡場所（　　）
・Ｄ種　（細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。）
　　適用場所（　　）
　　六価クロム溶出試験　・行う（現場説明書による）　・行わない
・

2 建設発生土の処理 (3.2.5)

※ 現場説明書による　・構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し
　　・構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し

3 山留めの存置 [8.28.3]

存置範囲（※図示　・　　）

その他の事項は改修特記仕様書（その６～　）による

9 環境配慮改修工事

1 アスベスト含有分析調査

施工調査 [9.1.1、3～5]
※アスベスト含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。

調査範囲（・　　・図示　　）
貸与資料（　　）

・分析によるアスベスト含有建材の調査
分析対象
　アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、
　アンソフィライト、トレモライト
分析方法
　※ JIS A 1481-2 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第２部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」又は JIS A 1481-3 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第３部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」による
　・

材　料　名	定性分析	定量分析
化粧石膏ボード	・箇所数（　　）	・箇所数（　　）
	・箇所数（　　）	・箇所数（　　）
	・箇所数（　　）	・箇所数（　　）
	・箇所数（　　）	・箇所数（　　）

サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・　図示　・

2 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各処理作業室ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・（　）点
・	測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（　）点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・（　）点
・	測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｴｰﾘｱｰﾝ入口	・（　）点
・	測定 5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	・集じん・排気装置各1点 ・（　）点
・	測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（　）点
・	測定 7	処理作業後	処理作業室内	・（　）点
・	測定 8	（隔離ｼｰﾄ撤去前）	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（　）点
・	測定 9	処理作業後　ｼｰﾄ	処理作業室内	・（　）点
・	測定 10	撤去後1週間以降	調査作業室外部の付近	・（　）点

測定方法
　測定５のみ　※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対濃度計（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計）、繊維状粒子自動計測器（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定
　・

測定５以外は下表による

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 9,10
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	・
試料の吸引流量(L/min)	・1　・	・5　・	・
試料の吸引時間(min)	・5　・	・120　・	・

3 アスベスト含有建材の処理

・アスベスト含有吹付け材の除去
　除去対象範囲　・図示　・
　除去工法　※9.1.3(b)(ｲ)による　・
　除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止
　　※密封処理　※湿潤化　・セメント固化
　除去したアスベスト含有吹付け材等の処分
　　・埋立処分(管理型最終処分場)
　　・中間処理（溶融施設）

・アスベスト含有保温材の除去
　除去工法
※9.1.4(c)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
除去対象範囲　・図示　・
・9.1.3(b)による（損傷、劣化等で石綿粉塵を発散するおそれがある場合）
除去対象範囲　・図示　・
除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・セメント固化

　除去したアスベスト含有保温材の処分
　　・埋立処分(管理型最終処分場)
　　・中間処理（溶融施設）

・アスベスト含有成型板の除去
　除去対象範囲　・図示　・
　除去したアスベスト含有成形板の処分
　　・アスベスト含有せっこうボード
　　※埋立処分(管理型最終処分場)
　　・アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板
　　・埋立処分(安定型最終処分場)
　　・中間処理（溶融施設）

4 リフラクトリーセラミックファイバーの処理

除去処理対象物　・
　除去対象範囲　・図示　・
　除去方法　・図示　・
　処分　・埋立処分（安定型最終処分場）
　　・

5 断熱アスファルト防水改修工事 [9.2.1～3]

改修特記仕様書３章による

6 外断熱改修工事 G [9.3.2～4]

断熱材
断熱材の種類　・
断熱材の厚さ（mm）　・
施工箇所　・図示　・
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

外装材

種類	防火性能	備考
・		

既存外壁の措置
　既存外壁仕上げ材の撤去　・あり　・なし
　下地面の清掃　・行う　・行わない
　欠損部の改修工法　・改修標準仕様書4.1.4による　・

工法
通気層の有無　・あり（　mm）　・なし
断熱材の施工　※断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対に対応した工法

7 ガラス改修工事 [9.4.2]

複層ガラス

品類	断熱性	日射熱遮へい性	厚さ
・断熱複層ガラス	・１種	Ｕ１	・図示
	・２種	Ｕ２	・
	・３種	・Ｕ-３-１　・Ｕ-３-２	
・			

8 断熱・防露改修工事 G [9.5.2～4]

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・

・ 断熱材打込み工法

種　類		厚さ(mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキン層なし）		・
・硬質ウレタンフォーム断熱材		・
・フェノールフォーム断熱材		・
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材		・25　・
・押出法ポリスチレンフォーム保温材　(スキンなし)	・保温板（2種b）	・25　・
	・保温板（3種b）	・
	・	・
・ＡＢ種硬質ウレタンフォーム保温材		・
・フェノールフォーム保温材　(3種2号を除く)		・

　施工箇所　・図示　・

・ 断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　※A種1　・B種1
　厚さ（mm）　・25　・30　・
　施工箇所　・図示

・ 現場発泡断熱材
　(品質・性能)
　工事建築材料等品質性能表による
　(試験方法)
　工事建築材料等品質性能表による

・ 断熱材後張り工法
　断熱材の種類　・
　断熱材の厚さ（mm）　・

9 屋上緑化改修工事 G [9.6.2、3]

植栽基盤及び材料
　屋上緑化軽量システム　・適用する　・適用しない
　芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
　見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　※図示　・

　(品質・性能)
　工事建築材料等品質性能表による
　(試験方法)
　工事建築材料等品質性能表による

工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対に対応した工法
かん水装置　・設置する（種類　・　　）
　既存保護層の撤去　・行う　・行わない

10 透水性舗装改修工事 [9.7.2～9]

既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・
路床
　路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン G　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下） ・	・図示 ・
・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下） ・	・図示 ・

・ 路床安定処理（添加材料による安定処理）
　種類　・ 普通ポルトランドセメント　・ 高炉セメントＢ種 G
　　・ フライアッシュセメントＢ種
　　・ 生石灰（ ・ 特号　・ 1号 ）　・ 消石灰（ ・ 特号　・ 1号）
　　・ 固化材（ ・ セメント系　　・ 石灰系 ）
　添加量　・　　kg/m³(目標CBR　・3以上　・　　)

・ 路床置換処理
置換厚さ　※ 図示　・
置換材料の種類、品質　※ 図示　・

・不織布（ジオテキスタイル）
　単位面積質量　・ 60g/㎡以上　・
　厚さ(mm)　・ 0.5～1.0　・
　引張強さ　・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上　・
　透水係数　・ 1.5×10^{7}cm/sec以上　・

試験
　砂の粒度試験　・ 行う　・ 行わない
　路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・ 行う（　箇所）　・ 行わない
　現場ＣＢＲ試験　・ 行う（　箇所）　・ 行わない
　安定処理土のＣＢＲ試験　・ 行う　・ 行わない
　路床締固め度の試験　・ 行う（　箇所）　・ 行わない
　六価クロム溶出試験　・ 行う（現場説明書による）　・ 行わない

路盤
　路盤の構成及び厚さ　※ 図示　・
　路盤材料

種　別	
砕　石	・ クラッシャラン
	・ 粒度調整砕石
再生材	・ クラッシャラン G
	・ 粒度調整砕石 G
・ クラッシャラン鉄鋼スラグ G	
・ 粒度調整鉄鋼スラグ G	
・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G	

透水性舗装の構成及び厚さ　※図示

区分	種類	部位	厚さ(mm)
表層	・改質アスファルトⅠ型	車路、駐車場	50
	・透水性用開粒度アスファルト	歩行者用通路	30
	・透水性コンクリート		70
	・透水性インターロッキングブロック	・車路、駐車場	80
		・歩行者用通路	60
敷砂層	・砂	・車路、駐車場	・20
		・歩行者用通路	・30
フィルター層	川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下）		100

アスファルト乳剤（プライムコート）の施工は行わない。

・ 透水性アスファルト舗装
　・ ポーラスアスファルト混合物(13)　・ 開粒度アスファルト混合物(13)
配合 [表9.7.6]

ふるいの呼び名	ふるい通過質量百分率（%） 車路・駐車場	歩行者用通路
19.0mm	100	100
13.2mm	90 ～ 100	95 ～ 100
4.75mm	11 ～ 35	20 ～ 36
2.36mm	10 ～ 20	12 ～ 25
300μm	－	5 ～ 13
75μm	3 ～ 7	3 ～ 6
アスファルト量（%）	4 ～ 6	3.5 ～ 5.5

基準値 [表9.7.7]

項目	基準値 ・車路、駐車場	・歩行者用通路
最大粒径　(mm)	13	
安定度　(kN)	3.43 以上	3.0 以上
フロー値　(1/100cm)	－	20～40
空隙率　(%)	20程度	12以上
動的安定度　(回/mm)	3,000以上	－
透水係数　(cm/s)	1×10^{-2} 以上	

試験
　開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・ 行う　・ 行わない

・ 不織布（ジオテキスタイル）
　敷設位置　※フィルター層と路床の間に敷設　・ 図示

舗装の平たん性　※ 著しい不陸がないもの　・

11 PCB含有シーリング材処分

種類	採取する部位・箇所数	備　考
・PCB 含有シーリング分析調査(第一次判定)	部　位　・図示　・ 箇所数　箇所	
・PCB 含有シーリング分析調査(第二次判定)	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

詳細は現場説明書による

登　録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

東　御　市

社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事

改修特記仕様書（5）　平成30年版 2018.2 暫定

A-05

社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事　解体工事仕様書

Ⅰ 解体工事概要

1.工事場所　　東御市羽毛山717-1

2.敷地面積（㎡）

3.除却対象物　　◉建築物　・工作物　・建築設備　・家具等　・樹木　・その他

除却対象建築物等	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)
羽毛山住宅団地Ａ棟　外壁塗膜除去	RC	2				

Ⅱ 解体工事仕様

1．共通仕様

（１）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和４年版)」(以下、「解体共仕」という。)により、解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下「標仕」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下、「改修標仕」という。)による。

2．特記仕様

（１）項目は、番号に◉印の付いたものを適用する。

（２）特記事項は、◉印の付いたものを適用する。

◉印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

◉印と◉印の付いた場合は、共に適用する。

（３）特記事項に記載の(．．)内の表示番号は、解体共仕の当該項目を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	①適用基準等	◉工事写真の撮り方（改訂第三版）建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ◉建築物解体工事共通仕様書・同解説　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和４年版） ◉公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和４年版） ◉建設副産物適正処理推進要綱(以下「推進要綱」という。)　平成10年12月1日建設省経建発第333号 ◉建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編　平成5年1月12日建設省経建発第1号
	2.電気保安技術者	※適用する　・適用しない　(1.3.3)
	3.施工条件明示項目	・　(1.3.5)
	4.引渡しを要するもの	※引渡しを要するもの　(1.3.10) 名称 ／ 仕様等 ／ 備考 ・現場説明書による
	⑤解体工事施工技士	本工事を適切に施工管理するため、解体工事施工技士の選任等に配慮すること。
② 仮設工事	① 足場その他	足場を設ける場合、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成２１年４月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	② 騒音・粉塵等の対策	騒音・粉塵等の対策　〈2.2.1〉 ※防音パネル　◉メッシュシート 設置範囲及び高さ ※（図示　／　図による）
	③ 監督員事務所	・既存建物内の一部を使用する　・構内に設置する　◉設けない　〈2.3.1〉 規模及び仕上げの程度は現場説明書による
	④ 工事用水	構内既存の施設　※利用できない　◉利用できる（※有償　・無償）
	⑤ 工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　◉利用できる（※有償　・無償）
③ 解体施工	1 杭の解体	・行う　・行わない　〈3.8.2〉 杭の解体工法 ・引抜き工法　・破砕による解体
	2 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植　〈3.9.1〉 ・行う（　／　図による）
	3 地下埋設物・埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体　〈3.10.1〉 ・行う（　／　図による）
	4 設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） ・冷媒を屋外機にポンプダウンした後撤去を行う機器は下記による。 図面番号 ／ 記号
		・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図面番号 ／ 記号
	5 屋外設備等	電柱の撤去　・行う（　／　図による）　・行わない 外灯の撤去　・行う（　／　図による）　・行わない
	6 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　〈3.11.1〉 ・行う 整地高さ ・現状ＧＬ　・行う（　／　図による） 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類　・他現場の建設発生土の中の良質土　・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない
④ 建設廃棄物の処理	① 一般事項	本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出するものとする。
	2 再資源化等	〈4.4.1〉 建設廃棄物の種類 ／ 備考 ・コンクリート ・ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄からなる建設資材（PC板、ｺﾝｸﾘｰﾄ平板、ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品） ・木材 ・木材（縮減） ・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ ・金属類 ・小形二次電池 ・蛍光ランプ、HIDランプ ・硬質塩化ビニル管、継手 ※中間処理施設又は再資源化施設等の名称、所在地は現場説明書による
	3 現場利用する再資源化された建設廃棄物	〈4.4.1〉 名称 ／ 仕様 ／ 数量 ／ 備考
	4 産業廃棄物広域認定制度の活用	〈4.4.2〉 種類 ／ 備考 ※所在地は現場説明書による
	⑤ 最終処分する建設廃棄物	〈4.4.4〉 名称 ／ 仕様 ／ 数量 ／ 備考 ・廃石膏ボード　※管理型　・ (ｱｽﾍﾞｽﾄ含有のものを含む) ・ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板　※安定型　・ ※最終処分施設の名称、所在地は現場説明書による
	⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物	〈4.5.1〉 名称 ／ 仕様 ／ 数量 ／ 備考 ・特定廃石膏ボード ※最終処分施設の名称、所在地は現場説明書による
⑤ 特別管理産業廃棄物等の処理等	1 施工調査	〈5.1.3〉 分別調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類 ／ 採取する部位又は箇所等 ／ 採取する数量 ／ 備考 ・図示 ・　箇所 ・図示 ・　箇所 ・図示 ・　箇所 ・図示 ・　箇所 PCB 含有シーリング分析調査　〈5.4.4〉 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 ・絶縁油のPCB含有量の分析は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの分析方法規定（電気技術規定JEAC1201-1991）」により行う。 ・焼却炉のダイオキシン類汚染物質の調査は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日付基発第401号）」により行う。
	2 特別管理産業廃棄物の処理	〈4.4.1〉 特別管理産業廃棄物の種類 ／ 仕様 ／ 数量 ／ 備考 ※処理施設の名称、所在地は現場説明書による
	3 PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類　〈5.4.3〉 ・
	4 PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材	撤去方法 ・「標準施工要領書（日本ｼｰﾘﾝｸﾞ工業業協同組合連合会／日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会）」による。 ・ 撤去範囲 ※（図示　／　図による）
	5 特殊な建設副産物の改修及び処分	〈5.5.1〉 回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類 ／ 対象機器名称 ／ 備考 ※回収業者又は処分場の名称、保管場所・処分場の名称は現場説明書による
⑥ アスベスト含有建材の除去等	1 アスベスト含有分析調査	分析によるアスベスト含有建材の調査　〈6.1.3〉 ・行う（下表による） 材料名 ／ 調査方法（１材料あたりの試料数：3サンプル） ※ 定性分析　・定量分析 ※ 定性分析　・定量分析 ※ 定性分析　・定量分析 ※ 定性分析　・定量分析 採取箇所　※　図示 分析対象 ※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト） 分析方法 ※ JIS A 1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による 分析結果については、監督職員に提出すること。
	2 ｱｽﾍﾞｽﾄ粉じん濃度測定	アスベスト粉じん濃度測定　〈6.1.4〉 ・行う（測定名称及び測定点は下表による） アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K3850-1 空気中の繊維状粉子測定方法－第１部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 測定箇所　※図示 測定名称 ／ 測定時期 ／ 測定場所 ／ 測定点（各施工箇所ごと） ／ 備考 ・測定 1 ／ 処理作業前 ／ 処理作業室内 ／ 各　点 ／ － ・測定 2 ／ 処理作業前 ／ 施工区画周辺又は敷地境界 ／ 計　点 ／ － ・測定 3 ／ 処理作業中 ／ 処理作業室内 ／ 各　点 ／ － ・測定 4 ／ 処理作業中 ／ ｾｷｭﾘﾃｨｰﾄﾞｰﾝ入口 ／ 各　点 ／ 空気の流れを確認 ・測定 5 ／ 処理作業中 ／ 負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合） ／ 各　点 ／ 除じん装置の性能確認 ・測定 6 ／ 処理作業中 ／ 施工区画周辺又は敷地境界 ／ 計　点 ／ － ・測定 7 ／ 処理作業後（ｼｰﾄ養生中） ／ 処理作業室内 ／ 各　点 ／ － ・測定 8 ／ 処理作業後（ｼｰﾄ養生中） ／ 施工区画周辺又は敷地境界 ／ 計　点 ／ － ・測定 9 ／ 処理作業後ｼｰﾄ過去後1週間以降 ／ 処理作業室内 ／ 各　点 ／ － ・測定 10 ／ 処理作業後ｼｰﾄ過去後1週間以降 ／ 調査対象室外部の付近 ／ 計　点 ／ － アスベスト粉じん濃度測定方法 測定3 ／ 測定1,2,4,6,7,8,9,10 ／ 測定5 計数機器　位相差顕微鏡 ﾒﾝﾌﾞﾗﾝﾌｨﾙﾀの直径　25mm　47mm 試料の吸引流量　1 l/min　5 l/min　10 l/min 試料の吸引時間　5min　120min　240min 試料の透明化　アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件　総アスベスト繊維数200本又は視野数50視野 計数アスベスト　直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上 50 f/l　0.5 f/l　0.3 f/l
⑦ その他		報告書の作成（記録する項目） ア、測定結果 イ、測定時間 ウ、測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。） エ、サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量） オ、マウンティング方法 カ、顕微鏡視野面積、計数視野数 キ、測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向
	3 アスベスト含有吹付け材の除去	〈6.3.2〉 ・行う　除去方法は6.3.2による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。 除去物及び汚染物質等 処理方法 ※密封処理（二重袋梱包） 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。 ・セメント固化
	4 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の除去（レベル2）	アスベスト含有保温材の除去　〈6.4.2〉 ・行う 作業上の隔離 ・行う ・行わない
	5 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板の除去（レベル3）	アスベスト含有成形板の除去　〈6.5.2〉 ・行う
	①工事現場の環境改善について	工事現場のイメージアップ ・仮囲い周辺の美化　・ 地域住民への情報提供 ・情報掲示板の設置　・パンフレットの作成 住民に対する災害防止関係 ・現場出入口周辺への誘導員の配備　・
	②産業廃棄物の取扱いについて	産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること。 （ⅰ）搬出された産業廃棄物の処理状況記録 ① 処理の全部又は一部を委託した場合 ア 収集運搬車両ごとの産業廃棄物管理票（以下「ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ」という。）A票、B2票、D票及E票(建Ⅱの場合は84票を加える。)の写し、建設廃棄物処理委託契約書の写し並びに搬出解体材の数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真（中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真） ② 請負者が自ら処理した場合 ア ﾏﾆｭﾌｪｽﾄに準じた解体材の種類ごとの数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真（中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真） ③ 特別管理産業廃棄物の場合 ①又は②に準ずる。ただし産業廃棄物管理票とあるを特別管理産業廃棄物管理票と読み替える。 （ⅱ）産業廃棄物の再資源化実施状況記録 再生資源利用促進実施書に記載する事項 発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、搬出先名称、運搬距離、搬出先の種類等 （ⅲ）写真 ① 工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真 ② 仮設物、安全措置状況及び工程写真（除却作業状況、埋設配管等及び基礎類は入念に撮影すること。） ③ 使用機械類 ④ 産業廃棄物収集運搬車両への積込み時及び積降し時の写真 ⑤ しゅん工時の全景写真（着手時と同一アングルとする。） ⑥ その他監督職員の指示による
	3.騒音、振動調査	調査の有無　※無　・有 調査方法については設計図書による。
	4.土壌調査	調査項目　・土壌調査　・土壌調査（含有量試験）　・ﾊﾞﾙｸﾏﾙﾍﾁｻﾝ抽出調査　・廃棄物含有調査 土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。 調査箇所については設計図書による。
	⑤官公庁その他への届出手続等	(1)工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続等を遅延なく行う。 (2)前項に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。
	⑥疑義に関する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。
	7.文化財その他の埋蔵物	工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。
	8.埋蔵文化財調査	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当　・該当する　・該当しない 掘削作業時の教育委員会等の立会い　・有　・無 埋蔵文化財調査の時期　・解体工事終了後　・解体工事中

東御市	図面名称　解体工事特記仕様書				
CHECKED ／ CHECKED ／ DRAWN ／ DRAWN ／ DRAWN	年月日 R7・4	図面総枚数	図面番号 A－06		

2013.11暫定版

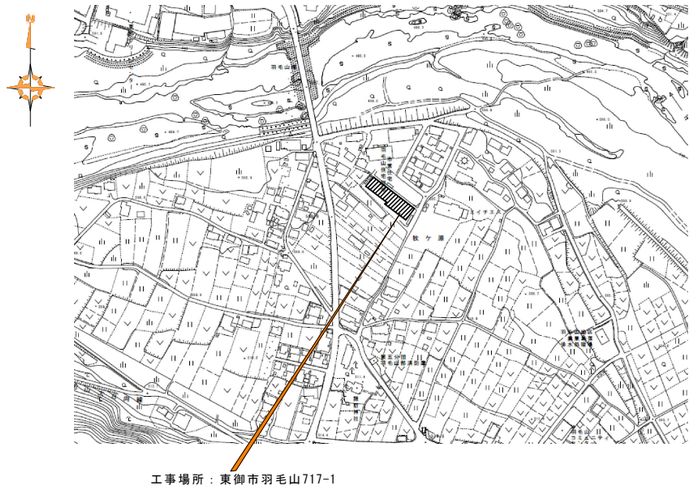

Ａ棟　案内図

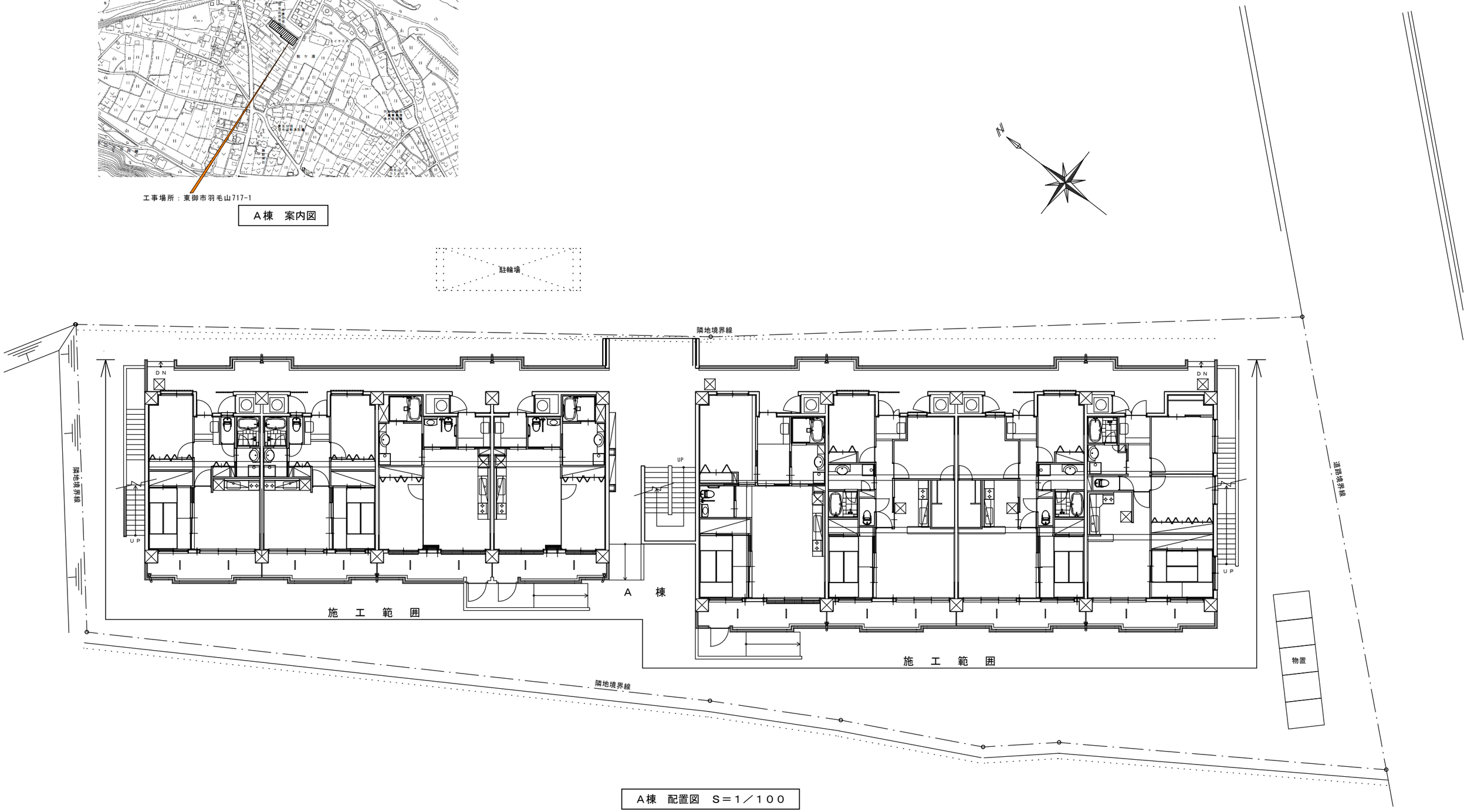

Ａ棟　配置図　Ｓ＝１／１００

ALTERATIONS & ADDITIONS						登　録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN	JOB NAME		PROJECT & DRAWING. NO.
1		5			東　御　市						社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事		Ａ－０７
2		6									SHEET TITLE	DATE	SCALE
3		7									Ａ棟配置図	R7・4	A1：S=1/100 A3：S=1/200
4		8											

■ 外 部 仕 上 表 （ 改 修 前 ）

屋　根	カラーガルバリウム鋼板0.4ｄ一文字葺　アスファルトルーフィング22kg品
	スカイモルタル30ｄ　雪止メ金物：L-50×50×6亜鉛メッキ品
軒　天	コンクリート打放し　E吹付
軒　樋	亜鉛処理スチール芯入り硬質塩化ビニル樹脂
竪　樋	カラーVP100φ
外　壁	合板型枠コンクリート化粧打放し　E吹付
基礎巾木	オーバレイ合板　型枠打放し　撥水剤塗布
バルコニー・床	防水モルタル金ゴテの上、ウレタン防水　　中継ドレイン　避難ハッチ
〃　　・壁	合板型枠コンクリート化粧打放し　E吹付　　隔て板　アルミ既成手摺　物干金物　　ｴｱｺﾝ室外機ｲﾝｻｰﾄ打込み
開　口　部	アルミサッシ（カラー）
外階段・両妻側	防水モルタル金ゴテ　　ノンスリップタイル
ピット・床	水勾配付　釜場
〃　　・壁	合板型枠コンクリート化粧打放し
〃　　・天井	フォームポリスチレン 30ｄ打込み
共用廊下	長尺塩ビシート（開放廊下用2.5mm）

■ 外 部 仕 上 表 （ 改 修 後 ）

屋　根	既存のまま
	既存のまま
軒　天	ひび割れ部シール充填・爆裂部樹脂モルタル塗り・塗膜の除去（ケレン）・水洗い　　複層塗材吹付　ＲＥ（新設）
軒　樋	既存のまま
竪　樋	既存のまま
外　壁	ひび割れ部シール充填・爆裂部樹脂モルタル塗り・塗膜の除去（ケレン）・水洗い　　複層塗材吹付　ＲＥ（新設）
基礎巾木	既存のまま
バルコニー・床	ウレタン塗膜防水　Ｘ－２工法　　ＤＳＯＲ－２００ゼロ　下地がウレタン防水の改修工法同等
〃　　・壁	ひび割れ部シール充填・爆裂部樹脂モルタル塗り・塗膜の除去（ケレン）・水洗い　　複層塗材吹付　ＲＥ（新設）
開　口　部	既存のまま
外階段・両妻側	既存のまま
ピット・床	既存のまま
〃　　・壁	既存のまま
〃　　・天井	既存のまま
共用廊下	既存長尺塩ビシート部分撤去　　長尺塩ビシート　t=2.5（新設）　（次期工事）

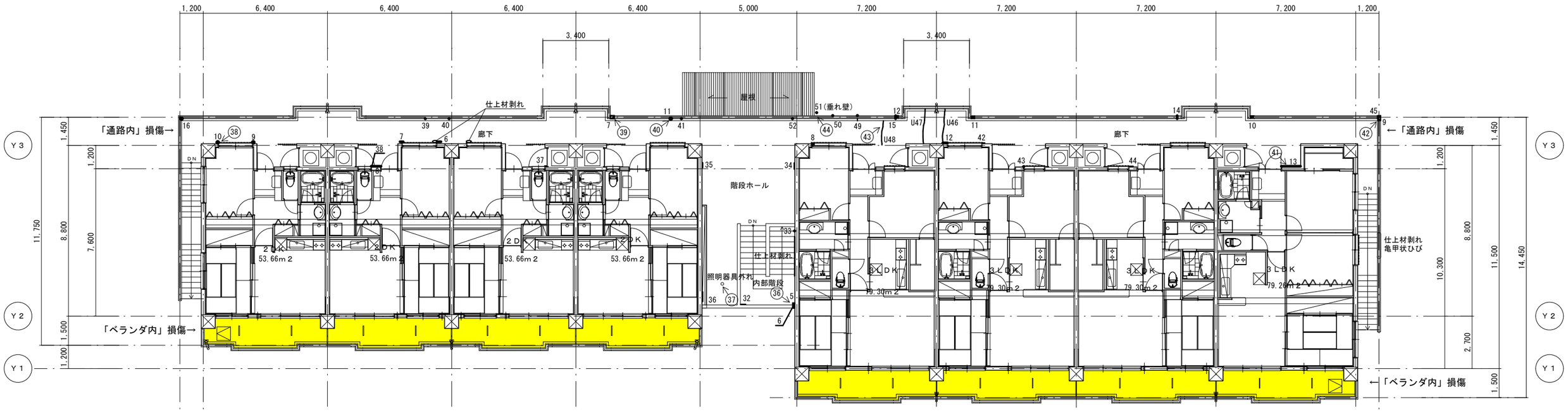

2階平面図　S=1/100

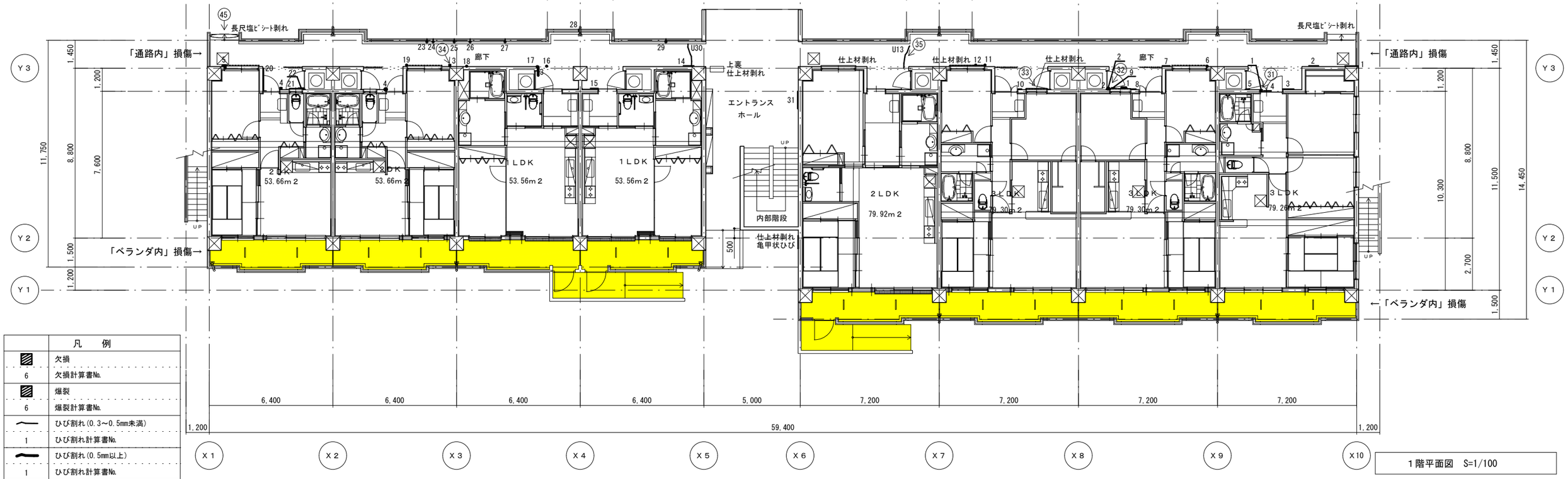

1階平面図　S=1/100

	凡　例
6	欠損 欠損計算書No.
6	爆裂 爆裂計算書No.
1	ひび割れ(0.3～0.5mm未満) ひび割れ計算書No.
1	ひび割れ(0.5mm以上) ひび割れ計算書No.
	破損　現地状況
1	写真No.

※番号の『U』は上裏の損傷を示す。

←塗膜防水改修範囲を示す

1：100
0　2　4　6　8　10m

ALTERATIONS & ADDITIONS						登　録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN	JOB NAME	PROJECT & DRAWING. NO.
1			5								社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事	A－０９
2			6								SHEET TITLE: Ａ棟１・２階平面図（通路部調査） / DATE: R7・4	SCALE: A1：S=1/100 A3：S=1/200
3			7									
4			8									

東 御 市

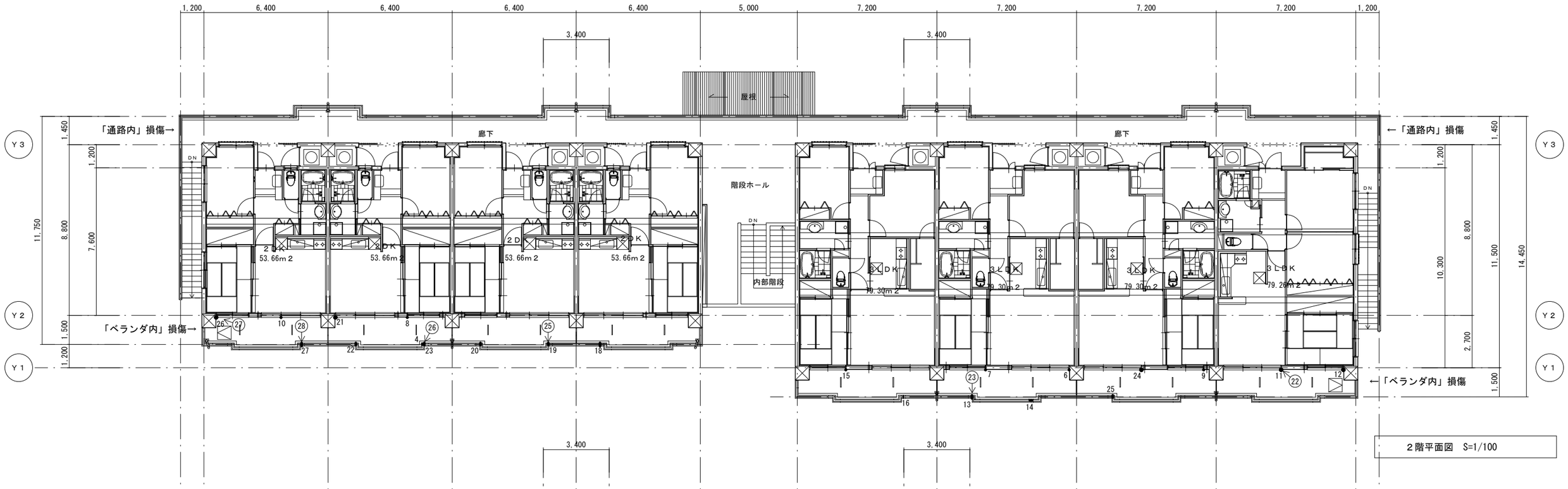

2階平面図　S=1/100

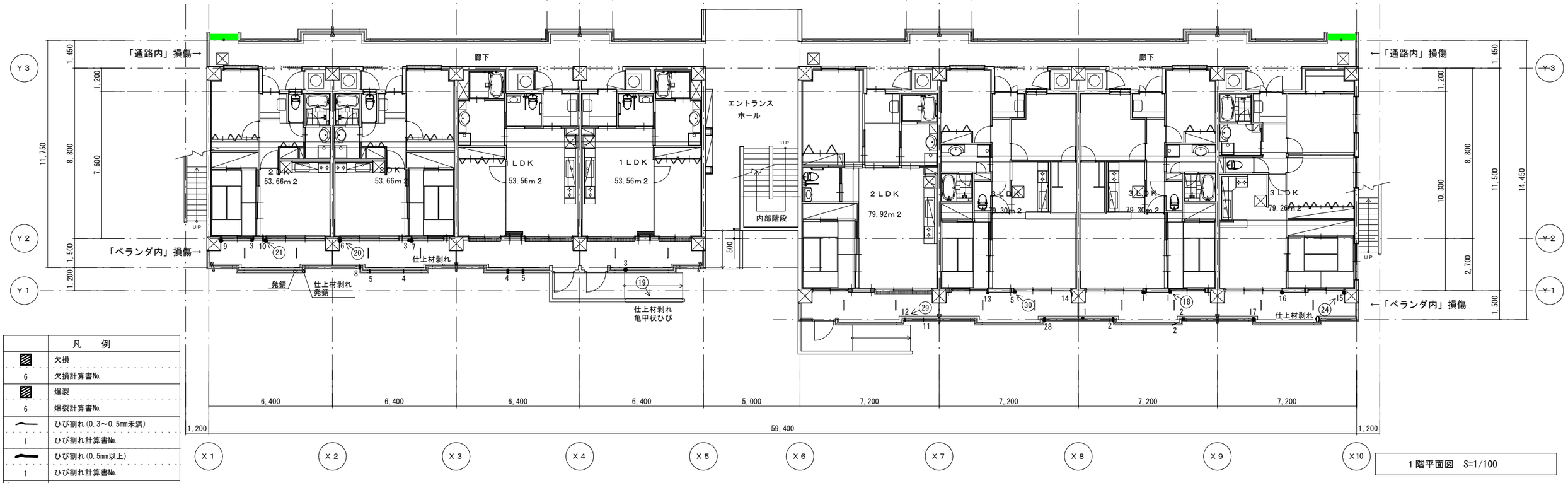

1階平面図　S=1/100

	凡　例
6	欠損 欠損計算書No.
6	爆裂 爆裂計算書No.
1	ひび割れ(0.3～0.5mm未満) ひび割れ計算書No.
1	ひび割れ(0.5mm以上) ひび割れ計算書No.
	破損　現地状況
①	写真No.

※番号の『U』は上裏の損傷を示す。

←既存長尺塩ビシート部分撤去　　長尺塩ビシート　t=2.5（新設）　（次期工事）

1：100
0　2　4　6　8　10m

ALTERATIONS & ADDITIONS						登　録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN	JOB NAME	PROJECT & DRAWING. NO.
1		5									社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事	A－10
2		6									SHEET TITLE: Ａ棟１・２階平面図（バルコニー部調査） / DATE: R7・4	SCALE: A1：S=1/100　A3：S=1/200
3		7										
4		8										

東 御 市

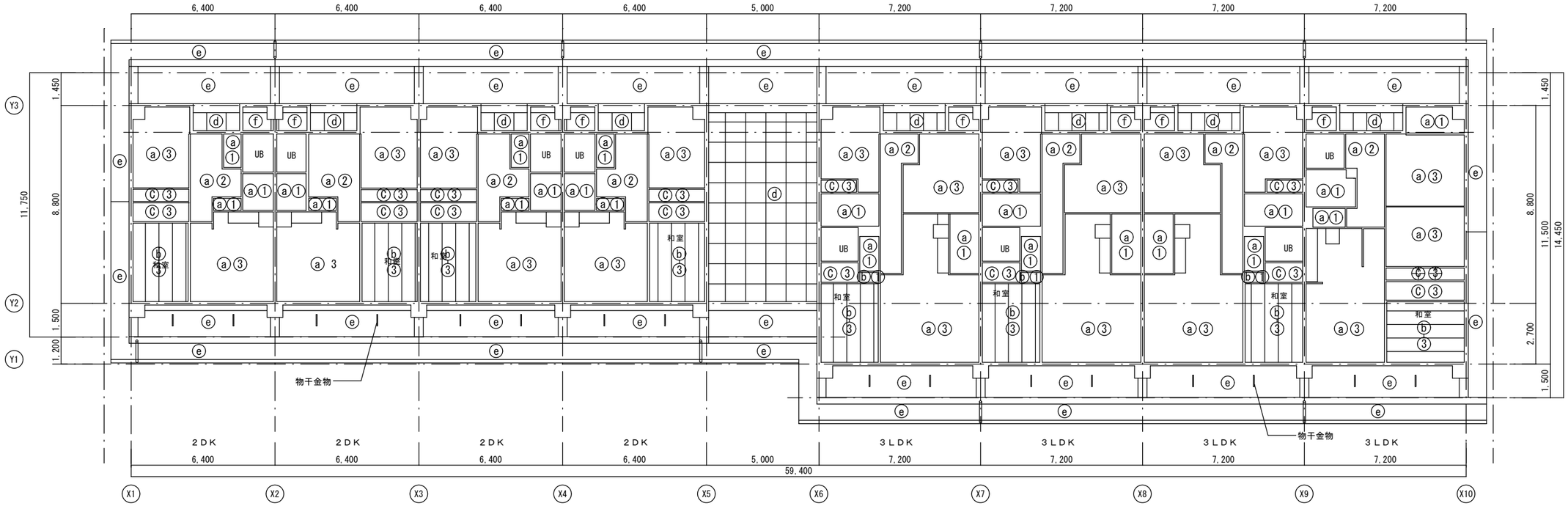

２階天井伏図　S=1/100

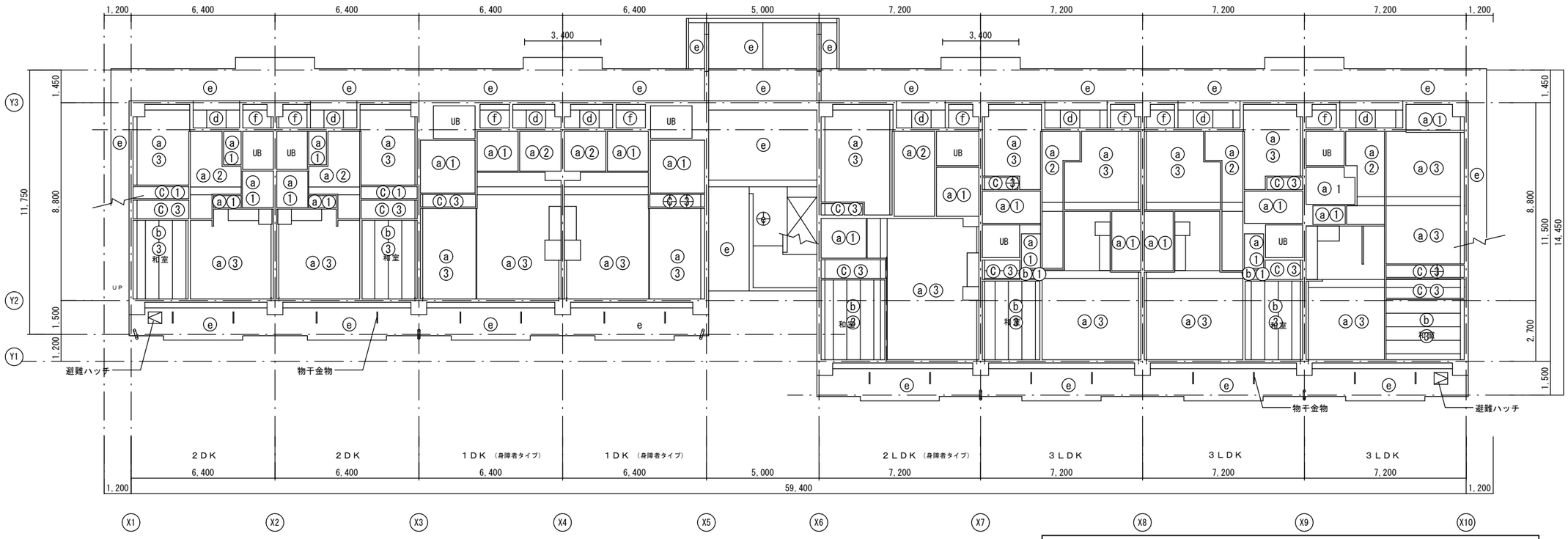

１階天井伏図　S=1/100

ⓐ	ビニルクロス貼り
ⓑ	化粧ＰＢ9.5ｔ張り
ⓒ	ラワンベニヤ4ｔ張り
ⓓ	ケイカル板6ｔ目透し張りEP
ⓔ	コンクリート打放し吹付タイル
ⓕ	コンクリート打放し

※内部梁型：ビニルクロス貼り

※外部梁型：吹付タイル

①	ＣＨ=２，１５０
②	ＣＨ=２，３００
③	ＣＨ=２，４５０

ⓔ←ひび割れ部シール充填・爆裂部樹脂モルタル塗り・塗膜の除去（ケレン）・水洗い
複層塗材吹付　ＲＥ（新設）

ALTERATIONS & ADDITIONS

1			5	
2			6	
3			7	
4			8	

東 御 市

登 録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

JOB NAME
社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事

SHEET TITLE
Ａ棟天井伏図

DATE
R7・4

PROJECT & DRAWING. NO.
Ａ－１１

SCALE
A1：S=1/100
A3：S=1/200

	凡　例
	欠損
6	欠損計算書No.
	爆裂
6	爆裂計算書No.
	ひび割れ(0.3～0.5mm未満)
1	ひび割れ計算書No.
	ひび割れ(0.5mm以上)
1	ひび割れ計算書No.
破損	現地状況
①→	写真No.

※番号の『S』は側面、『U』は上裏の損傷を示す。

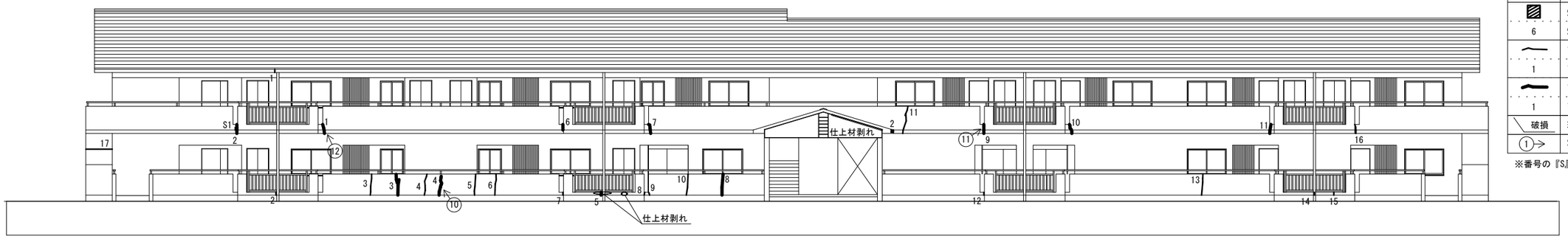

北　立　面　図　S=1/100

※次期工事

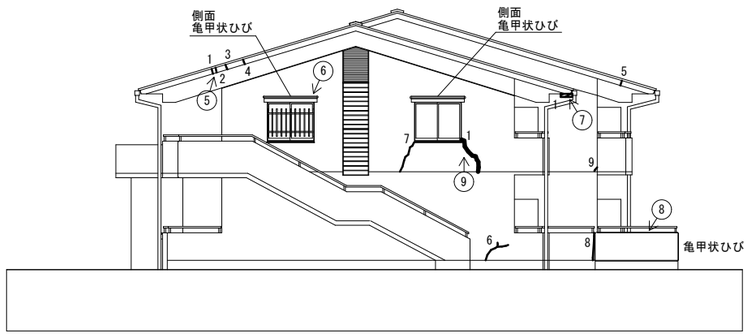

西　立　面　図　S=1/100

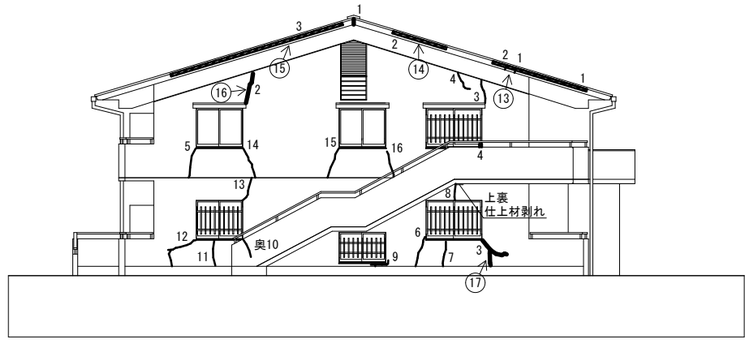

東　立　面　図　S=1/100

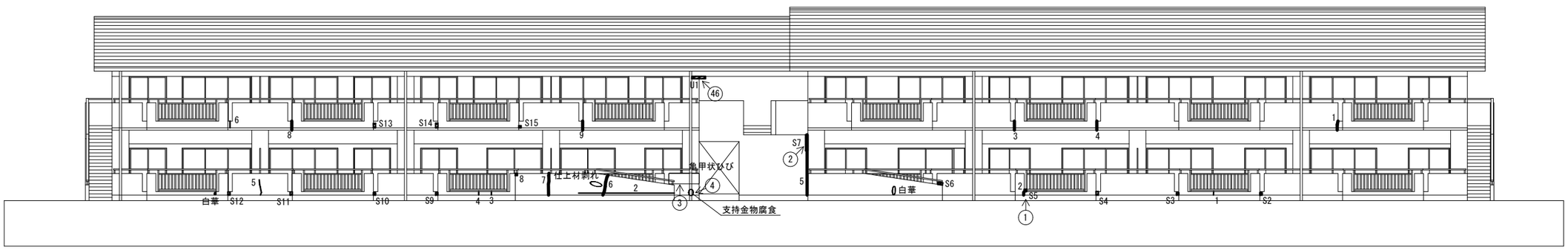

南　立　面　図　S=1/100

ひび割れ部シール充填・爆裂部樹脂モルタル塗り・塗膜の除去（ケレン）・水洗い
複層塗材吹付　ＲＥ（新設）

１：１００
0　2　4　6　8　10m

ALTERATIONS & ADDITIONS											
1			5			東 御 市	登 録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN
2			6								
3			7								
4			8								

JOB NAME		PROJECT & DRAWING. NO.
社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事		Ａ－１２
SHEET TITLE: Ａ棟立面図	DATE: R7・4	SCALE: A1：S=1/100　A3：S=1/200

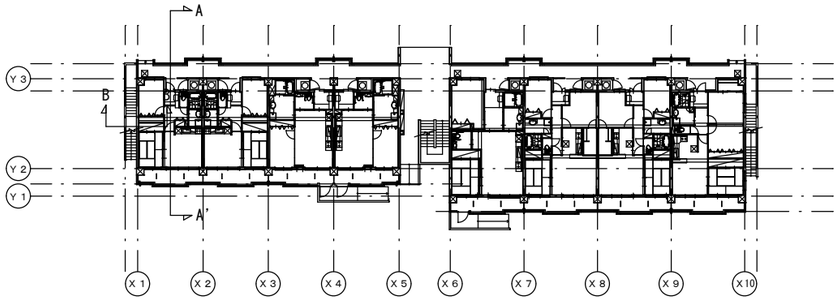

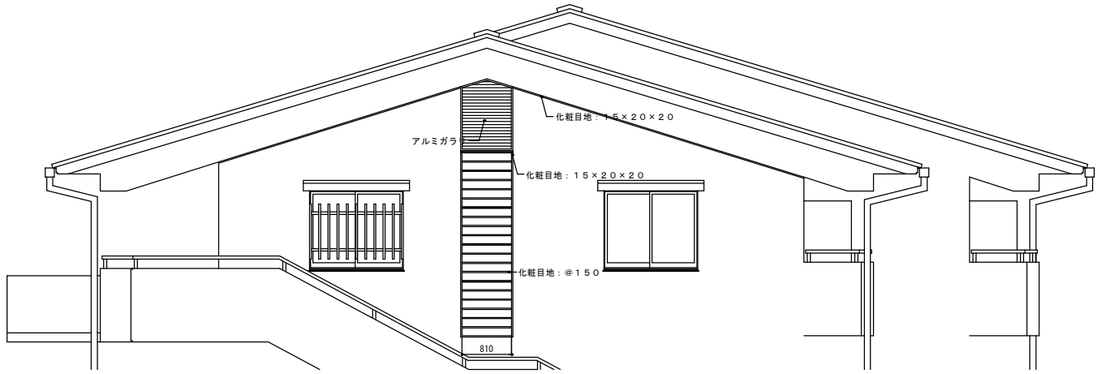

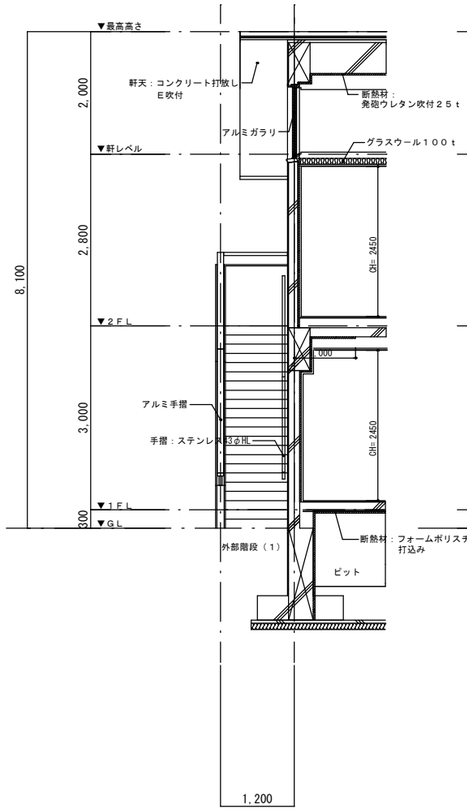

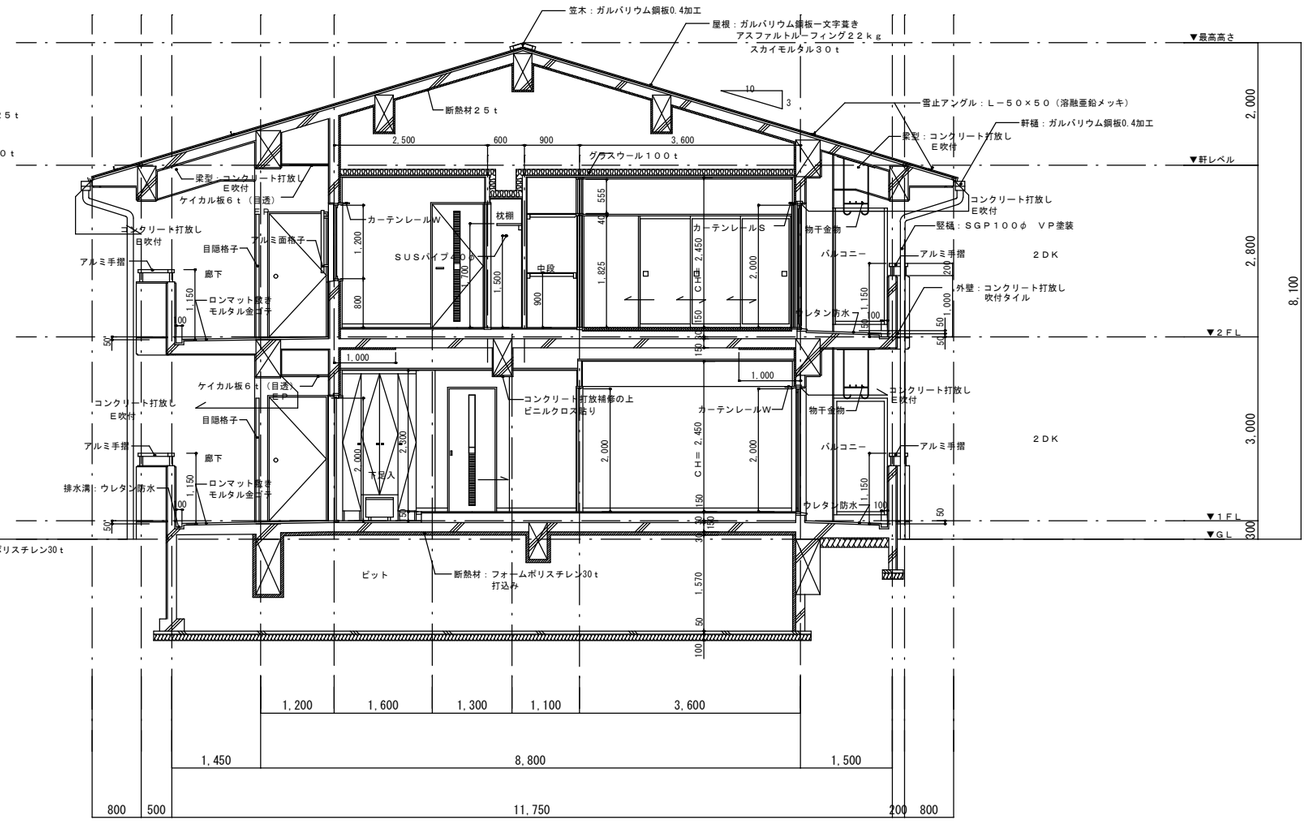

B－B’断面図　1/50

A－A’断面図　1/50

ひび割れ部シール充填・爆裂部樹脂モルタル塗り・塗膜の除去（ケレン）・水洗い
複層塗材吹付　ＲＥ（新設）
ウレタン塗膜防水　Ｘ－２工法　　ＤＳＯＲ－２００ゼロ　下地がウレタン防水の改修工法同等
既存長尺塩ビシート部分撤去　　長尺塩ビシート　t=2.5（新設）（次期工事）

ALTERATIONS & ADDITIONS					東 御 市	登 録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN	JOB NAME		PROJECT & DRAWING. NO.
1		5									社会資本整備総合交付金事業　市営住宅羽毛山住宅団地外壁改修第１期工事		Ａ－１３
2		6									SHEET TITLE	DATE	SCALE
3		7									A棟矩計図	R7・4	A1：S=1/50 A3：S=1/100
4		8											